

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日(金)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数24名(現に在任する委員22名)

議長(会長) 15番 森 京典(会議規則第7条)

出席委員数 15名

1 矢野 邦 男 2 渡 邊 節 夫

	10 渡 邊 昭 彦	11 岡 貞 義	12 竹 田 清 隆
13 越 智 要		15 森 京 典	16 新 居 田 守
17 津 吉 利 幸	18 吉 井 一 浩	19 岡 田 勝 利	20 藤 本 博
22 藤 原 清 久	23 永 井 政 則	24 近 松 安 文	

欠席委員数 7名

3 大 澤 穰 兒	4 戸 田 修 司	5 岡 林 興 通	6 近 本 静 信
7 本 宮 勇	9 越 智 幹 男	14 桑 田 誠	

4. 議事に関する職員

次 長	新 居 田 伸 一 郎
次 長	渡 辺 修 三
主 査	江 頭 好 治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 16 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～6）

議案第 17 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～17）

議案第 18 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～2）

議案第 19 号

農用地利用集積計画関係（一括方式）について（受付番号 1～10）

報告第 12 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（受付番号 1～14）

報告第 13 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
（受付番号 1～2）

報告第 14 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
（受付番号 1～3）

報告第 15 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1）

6. 議事録

事務局 定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第3回総会」を始めさせていただきたいと存じます。
本日は、委員22名中15名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、森会長により進めていただきます。

議長 それでは、ただ今から「令和5年度 第3回総会」を開会いたします。
事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく申し上げます。
まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
今回は、議事録署名人に10番（渡邊委員）、20番（藤本委員）、両委員を私から指名させていただきます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第16号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
議案第16号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

- [受付番号1] 申請地は馬越にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は125㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第1小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号2] 申請地は長沢にある農地13筆で、登記地目は田、畑、山林、面積は合計18,929㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号3] 申請地は旦にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計3,298㎡でございます。地元委員さん1名、事務局で現地調査を行い、その後、第2小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号4] 申請地は宮窪町友浦、宮窪にある農地12筆で、登記地目は田、畑、面積は合計5,475㎡でございます。地元委員さん2名、事務局で現地調査を行い、その後、第5小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号5] 申請地は上浦町盛にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は221㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であるとの意見でありました。
- [受付番号6] 申請地は大三島町宗方にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計4,003㎡でございます。地元委員さん3名、事務局で現地調査を行い、その後、第6小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第4（4）アに該当しており、非農地であ

るとの意見でありました。

議案書 1～2 ページの合計は、6 件、34 筆、面積 32,051 ㎡となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国の通知である「農地法の運用について」で示された「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全 員 (意見、質問なし)
議 長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。
全 員 (異議なし)
議 長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議 長 続きまして、
議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、ご説明いたします。議案書 3 ページをお開きください。
議案第 17 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 363 ㎡で、現在、柑橘を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2、
3] 受付番号 2 及び受付番号 3 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。
譲受人は農地所有適格法人、申請地は、受付番号 2 1 筆、受付番号 3 1 筆、計 2 筆で、地目は受付番号 2 田、受付番号 3 田、
面積は合計 1,998 ㎡で、現在、水稻を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は畑、面積は合計 1,848 ㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5] 譲受人は〇〇才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 365 ㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6、
7] 受付番号 6 及び受付番号 7 は、関連がございますので、一括してご説明いたします。
譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は、受付番号 6 1 筆、受付番号 7 1 筆、計 2 筆で、地目は受付番号 6 樹園地、受付番
号 7 畑、面積は合計 623 ㎡で、現在、柑橘または野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 480 ㎡で、現在、野菜を栽培しております。
今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

- [受付番号 9] 譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は4筆で、地目は田または畑、面積は合計1,284㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 10] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は7筆で、地目は畑、面積は合計12,398㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 11] 譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は3筆で、地目は樹園地、面積は合計2,257㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 12] 譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は875㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 13] 譲受人は〇〇才の自営業、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は328㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 14] 譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は209㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 15] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は749㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 16] 譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,711㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 17] 譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は樹園地、面積は合計567㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

事務局

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから34ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ① 譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
 - ② 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③ 信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④ 譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤ 小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑥ 農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
（意見、質問なし）
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）
議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。
議案第 18 号は農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

[議案第 18 号 譲受人は太陽光発電事業等を営む法人、譲渡人は農業者 2 名、申請地は吉海地区名及び仁江の 2 筆で、地目はいずれも田、面積は合計
受付番号 1] で 1299 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電施設を設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定価格買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 5 月 15 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2] 譲受人は一般貨物自動車運送事業を営む個人 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は大三島地区口総の 1 筆で、地目は畑、面積は合計 550 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人がラフタークレーンの駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、港湾から原塩を荷揚げするために使用するラフタークレーンの駐車場を確保するため申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日は令和 5 年 5 月 14 日、農業委員会の受付日は令和 5 年 5 月 15 日で、許可日から令和 5 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

事務局

続きまして、手元にお配りしている農地法許可申請書ごとの要件確認書の 35 ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか

資力及び信用が適当であるか

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか

許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか

申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか

周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか

一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議
全
議
全
議

長
員
長
員
長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議

長

続きまして、
議案第 19 号 農用地利用集積計画関係（一括方式）について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。

議案書 6 ページから 7 ページまでの議案第 19 号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。これは、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

今治市全体の計画が、新規 10 件、面積は 32,758.06 ㎡でございます。第 2 小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

以上で、説明を終わります。

議

長

説明が終わりました。

以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。

農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全
議
全

員
長
員

(意見、質問なし)

それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、
報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書8ページから10ページの報告第12号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は14件の届出がありました。全て取得事由は相続であり、権利内容は所有権でありました。

議案書11ページの報告第13号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は1,400㎡でありました。

議案書12ページの報告第14号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は3件の届出があり、合計面積は1,396㎡でありました。

報告第13号及び第14号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありまして、地元の委員さん又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第12号から第14号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書13ページの報告第15号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[報告第15号

受付番号1] 令和5年3月31日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見ありませんか。
（意見なし）
議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。
せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 （意見なし）

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。